

令和5年度 大阪港湾局コスモスクエア駅施設内広告募集要項

大阪港湾局では、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るとともに、新たな財源を確保することも目的として、所管施設を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり広告掲出者を募集します。

1 施設の概要

コスモスクエア駅施設

- (1)所在地 大阪市住之江区南港北1丁目30番21号
最上階と南西地上部を結ぶエスカレーター側面
大阪シティバス・北港観光バス・タクシー乗降場が至近にあり

(2)開放時間 24時間

(3)乗降客数

コスモスクエア駅 21,860人/日（令和3年11月調査）

※バス、タクシーの利用者数等は不明。

2 募集内容

(1)掲出募集枠

4枠（非電照）

※既設の広告枠を利用させていただきます。

※広告掲出の申し込みがない掲出期間において、本募集要項の全部または一部、その他大阪港湾局事業に関する情報の掲出を行うことがあります。

(2)広告の規格

縦728mm×横515mm（B2判）

(3)掲出場所

最上階と南西地上部を結ぶエスカレーター側面（別紙図面参照）

3 広告掲出料金（月額使用料）

最低使用料 月額10,000円（税込）/1枠あたり

4 掲出できない広告

大阪市行政財産広告取扱規則第3条の規定に該当するもの。

5 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1)成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
(2)大阪市税の滞納がないこと。

6 掲出期間

- ① 令和5年4月1日(土曜日) ～ 令和5年4月30日(日曜日)
- ② 令和5年5月1日(月曜日) ～ 令和5年5月31日(水曜日)
- ③ 令和5年6月1日(木曜日) ～ 令和5年6月30日(金曜日)
- ④ 令和5年7月1日(土曜日) ～ 令和5年7月31日(月曜日)
- ⑤ 令和5年8月1日(火曜日) ～ 令和5年8月31日(木曜日)
- ⑥ 令和5年9月1日(金曜日) ～ 令和5年9月30日(土曜日)
- ⑦ 令和5年10月1日(日曜日) ～ 令和5年10月31日(火曜日)
- ⑧ 令和5年11月1日(水曜日) ～ 令和5年11月30日(木曜日)
- ⑨ 令和5年12月1日(金曜日) ～ 令和5年12月31日(日曜日)
- ⑩ 令和6年1月1日(月曜日) ～ 令和6年1月31日(水曜日)
- ⑪ 令和6年2月1日(木曜日) ～ 令和6年2月29日(木曜日)
- ⑫ 令和6年3月1日(金曜日) ～ 令和6年3月31日(日曜日)

7 申込方法等

申し込みにあたっては、大阪港湾局行政財産広告掲出要領を必ず参照してください。

(1) 申込受付期限

掲出期間①の場合	令和5年3月3日(金曜日)17時まで
掲出期間②の場合	令和5年3月22日(水曜日)17時まで
掲出期間③の場合	令和5年4月21日(金曜日)17時まで
掲出期間④の場合	令和5年5月22日(月曜日)17時まで
掲出期間⑤の場合	令和5年6月22日(木曜日)17時まで
掲出期間⑥の場合	令和5年7月21日(金曜日)17時まで
掲出期間⑦の場合	令和5年8月22日(火曜日)17時まで
掲出期間⑧の場合	令和5年9月22日(金曜日)17時まで
掲出期間⑨の場合	令和5年10月20日(金曜日)17時まで
掲出期間⑩の場合	令和5年11月22日(水曜日)17時まで
掲出期間⑪の場合	令和5年12月22日(金曜日)17時まで
掲出期間⑫の場合	令和6年1月19日(金曜日)17時まで

(2) 申込方法

大阪港湾局コスモスクエア駅施設内広告掲出申込書(様式1)をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、広告原稿(A4版縮刷)を添えて、郵送又は持参にて、大阪港湾局計画整備部施設管理課まで提出していただきます。郵送の場合は、申込受付期限までに必着とします。また、広告掲出事業者の希望により、2つ以上の期間を連続して掲出することができますが、月額使用料はすべて同一としてください。

8 広告掲出者の決定方法

「大阪市行政財産広告取扱規則」及び「大阪港湾局行政財産広告掲出要領」に基づき申込内容を審査します。

(1) 掲出期間①の業者決定方法

次の取り扱いにより広告掲出者を決定します。

- ①年間掲出を優先します。
- ②月額使用料に掲出期間と枠数を乗じた総額が一番高い順に広告掲出者を決定します。
- ③総額の一番高いものが複数の場合は、月額使用料の高いものから順に決定します。
- ④月額使用料の高いものが複数ある場合は、掲出期間が長いものから順に決定します。
- ⑤さらに掲出期間の長いものが複数ある場合は、抽選にて広告掲出者を決定します。

(2) 抽選方法

- ①抽選については、申込受付期限日の翌開庁日（土日祝除く）に、抽選日、抽選開始時間、抽選方法等について、メールとともに電話で通知いたします。
- ②広告掲出申込書に記載の代表者あるいは担当者が抽選日に参加できない場合は、代理人の参加も可能とします。（事前に代理人の情報をお伝えいただきます。）
- ③代理人も参加できない場合は、申し込みを無効とします。

(3) 広告掲出決定通知

申し込みをされた方には、大阪港湾局から、申し込みがあった広告について掲出若しくは非掲出の決定通知を送付します。

(4) 掲出期間②以降の業者決定方法

空いている募集枠がある場合、先着順にて広告掲出者を決定します。空いている募集枠の有無についての確認は、申込窓口までご連絡ください。また、月初めからの掲出のみ受け付けます。月の途中からの掲出は受け付けておりません。

(5) 広告掲出者の手続き

- ①広告掲出決定通知書を受け取られましたら、指定する期日までに、大阪港湾局コスモスクエア駅施設内広告掲出許可申請書（様式2）により広告掲出許可の申請をしていただきます。申請書には、広告原稿（A4版縮刷）及び位置図（本要項の「掲出場所」ページを印刷し代用いただいて結構です）を添付してください。許可は（様式1）に記載された名義で行います。
- ②広告掲出許可書を受け取られた後、納入通知書にて広告を掲出する月の前月末までに広告料金を納めていただきます。なお、掲出期間①の広告料金については、4月末までに納めていただきます。
- ③掲出する広告を大阪港湾局計画整備部施設管理課に提出していただき、承認を得た広告の掲出作業を行っていただきます。

- ④広告を掲出し、現場写真をメールにて送付していただいた場合は、提出を求めないこととします。

(6) 広告掲出変更の手続き

- ①掲出許可期間中に広告の意匠等の変更を希望される場合は、大阪港湾局コスモスクエア駅施設内広告掲出変更申込書（様式1-2）をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、広告原稿（A4版縮刷）を添えて、大阪港湾局計画整備部施設管理課まで提出してください。決定通知は(3)の手続きに準じます。
- ②掲出許可している広告の掲出期間を変更される場合、変更後の掲出期間を記入してください。ただし、自己の都合による掲出期間の変更および掲出の取下げの場合、既納の広告料は還付しません。

9 その他

- (1) 広告入替等の作業中は、通行者の支障にならないように行ってください。
- (2) 広告掲出期間は厳守してください。特に掲出期限日に留意のうえ、必ず期限までに広告を撤去してください。
- (3) 掲出された広告の破損、盗難、滅失について本市は責任を負いません。当該事象が発生した場合は、広告掲出者により速やかに対応してください。
- (4) 広告掲出期間中にエスカレーターの定期点検等を行う場合があります。

10 問い合わせ先・申込窓口

〒552-0022

大阪市港区海岸通3丁目4番28号

大阪港湾局 計画整備部 施設管理課（施設管理担当）

電話：06-6572-2674